大渕池公園都市計画原案説明会の議事概要

■ 日 時 : 令和4年6月4日(土) 19:00~21:00

■ 場 所 : 奈良市西部会館市民ホール (学園前ホール)

■ 出席者 : 50名

【主な質疑応答】

○ 都市計画の変更をしなくても、建築に関する制限はかかっていないのでは。西地区①(大渕池北 橋詰、大渕池に接する土地5千平方メートル)は、既に家が建っている。

- → 都市計画法第53条では『都市計画施設の区域において建築物の建築をしようとする者は、国土 交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない』とされてお り、当該地については、その許可を得て建物を建てているものです。
- 説明会は多くの方が納得得心されてはじめて成り立つもの。西地区④西奈良県民センター跡地について、今回の説明会はアリバイ作りのためだとすれば、あまりにも乱暴。
- → 本説明会や17日の公聴会については、都市計画法第16条の規定に基づき、計画の案を住民の方々に説明し、ご意見を伺うものです。いただいたご意見は、県の都市計画審議会に提出します。
- 西奈良県民センター跡地部分については、この土地を民間に売却するためのものであり、この都市計画公園区域を変更の対象とすることに反対。旧県民センターは50年にわたり、住民の学習や交流、憩いの場として、また選挙の投票所、確定申告等の場所として活用されてきた。センター閉館により、この土地は公的施設の空白地となっている。旧県民センターのような公的な施設や公園はなくてはならないもの。この土地は県民の大切な財産。県民の大切な財産を、跡地は住民の交流や災害時の避難所などの施設のために、公園として残すべき。

平成27年9月、県議会の議事録によると、センター閉館にあたり、県担当者は自治会役員に次のように答えている。「この地の売却は考えていない」「公園として活用して行く」。それが、いつどのような理由で未利用資産としてファシリティマネジメント室へ移されたのか。県民の貴重な財産について、最初の方針が180度変わったのだから、地元説明会を行うべきではないか。

今回の都市計画の変更は、住民を無視した跡地を民間に売却するためのものであり、到底認めることはできない。

- → 平成27年度の議事録のとおり、その時点では売却の考えはありませんでした。その後28年に 西奈良県民センターが廃止され、そのうち既に公園的な利用がされていた運動場、児童広場を都 市公園法に基づく公園として供用しました。その後、残るセンター跡地の活用を庁内で検討した 結果、令和元年度に低未利用資産として登録されました。
- 売ることを考えていなかったのであれば、公園のまま置いておけばいいじゃないか。それで県として何も問題ない。公園であって何が悪いのか。
- → 西奈良県民センターは、公園施設として整備したものではありません。大渕池公園の設置目的は 現在の供用区域をもって既に達成されていると考えており、今後はその中でより一層活用される よう取り組みたい。
- 西奈良県民センターは、公園の一部として建てたと理解している。
- → 当初、公園の都市計画決定を行った時点で、西奈良県民センターは既に建設されており、都市公園法に基づく公園施設として建てたものではありません。
- 公園の指定を外して売るための変更だと思う。誰が見たってそうとしか思えない。こういう手続きを勝手にどんどん進めるのはおかしい。結論ありきではおかしい。自分たちの意見も聞かないで勝手に県民センターの保健所を潰し、売却するというのは、住民サービスになっていない。県民センターを建ててください。保健所つくってください、今回のコロナで必要性が明らかになったじゃないですか。
- → 本来、公民館の機能を持つ施設を設置するのは、県ではなく基礎自治体である奈良市と考えています。
- なぜ県民センターをつくったのか。奈良市民も奈良県民である。あなたも奈良県民なのに県民の 意見を聞かないのか。
- → 公民館の機能を持つ施設を設置する者は、奈良市と考えています。
- 県民センターをつくったのは、あなたたち行政では。間違っていたのか。 なぜ建てたのか。奈良県としていらないようになった理由は。
- → 撤去した理由は、耐震不足や老朽化に伴うものです。近年の西奈良県民センターが果たしていた 公民館の機能を持つ施設が必要であれば、設置する者は奈良市と考えています。

○ 変更の概要を見ても、私たち素人にはわからない。「軽微な形状変更」となっているが、私たちにとっては軽微ではない。そういう言葉を使うのは非常に嫌だ。おかしいと思う。それから変更理由に、「都市公園としての整備・活用が困難な区域」とあるが、活用されていた。当初の設置目的を現在の供用区域をもって既に果たしているからといって、撤去されたらどうなるのか。私たちは困っている。3千余の署名を提出して困っているということを訴えた。これに「既存の供用区域の活用に重点を置いた事業展開を図ることが妥当と考えています」と

これに「既存の供用区域の活用に重点を直いた事業展開を図ることが妥当と考えています」といって、なぜ県が勝手に事業展開するのか。私たちは使っていた。私はこの概要はおかしいと思う。

- → 市道が変更された箇所や、市道との境界が形状変更された5箇所を『軽微な形状変更をする地区』と表現しています。ご指摘の西地区④については、公園として長期未着手であった区域について計画変更するものです。
- 西地区①の変更箇所は売却済ですね。図面にかっこで売却済みと明記していただきたい。できた ら金額も教えていただきたい。

西地区④のところで、公園から除外したと言うが、小さい子供がブランコに乗りに来ている。 大渕池公園の駐車場は狭い。なぜ駐車場を広げないのか。近隣の商業地区の人が迷惑していると の苦情も出ている。もっと皆さんが活用できる都市計画にしていただきたい。

→ 西地区①は、大渕橋の北西側にあります。この土地は計画当初から現在まで民有地であり、県としてこの土地を売却した事実はありません。

西地区④に隣接するブランコがある区域は、既に公園として供用されており、今回の都市計画変更の対象ではありません。

駐車場については、春や秋の行楽シーズンなどに混雑している状況を把握しています。今後も案 内誘導などの対応を進めます。

○ あまりにも現状を正確に把握していないのでは。私は極めて近いところに住んでおり、鉄筋コンクリートの建物を壊す時に大変な迷惑を受けた。しかし、住民のため災害に際して必要な物ができるのだろうと我々は耐え忍んだ。今回こういう計画を知ることとなり、あまりにも乱暴だと感じている。

西公園と東公園の両方の駐車場は、朝から満車である。公園を利用する人が入れない。テニス コートの人が使っている。この書面を見ると、公園は充分あるからここはいらないということが 書かれている。

全体の計画として、既に公園がたくさんあるからもういらないというのは、無茶な考え。遠いと ころに公園があってもしょうがない。

- → 駐車場については、満車になりご迷惑をかけている時期もあり、誘導等で対応しているところ。 既存区域の活用方法は今後充実をはかります。
- 東西の公園について、あれは公園なのか。公園として利用できる有様ではない。 公園の中で雨のときに、どこで集まるのか、交流するのかというと、やはり県民センターのよう な所で交流する。旧西奈良県民センターは、一種の交流を促す社会的資本として意味をもってい たと考えていただきたい。

幸福はどこで求められるのかというと、お金ではないということ。だからあれを売るなんていう考え方は、我々の生活の中では考えられない。

- 登美ヶ丘1丁目~4丁目には集会所がない。子供会、婦人会、老人会とか、そのような方々が使える場所がない。西奈良県民センターを奪われ、私たちは困っている。そのような状況をどのように思うのか。
- → 地元自治会の公民館の機能を持つ施設については、奈良市の所管に関するご意見と考えています。今回は、大渕池公園に関する都市計画変更の説明会ですので、回答は控えます。
- 県としては、県民センターについて買い手がついたから売りたいのでは。このままでは売れないため、都市計画の部署で変更するため今日の説明会になったと思う。 皆さん、あの県民センターをつくった経緯を知らないでしょ。相当昔に建てられたものですから。それをまた勝手に潰された市民は、たまったものではない。皆さんの意見を聴いて、やっぱりあそこはやめておこうという気になってほしい。
- → 本説明会は、西奈良県民センター跡地の売却に関する説明会ではありません。
- 変更理由が現実と合っていない。

人口が減っているとの説明について、奈良市全体としてはちょっと減っている。しかし、この地域トータルの人口は減っていない。だから、認識そのものが間違っている。

当初の県民センターの設置目的は、旧来の市民と新しい市民の交流を図るということであり、それはある程度進んだと思う。しかし、新しい住宅が次々と建って、新しい住民がまた入ってくる。その人達と60年前から住んでいる旧来の市民との交流の場が必要。

もっと公益的な立場に立ち、そういう住民の交流の場をつくるのは、やはり県の仕事。それを奈 良市に押し付けるのは間違っている。